

横須賀市私立幼稚園における2歳児預かり事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 幼稚園が、保育を必要とする2歳児を受け入れ、定期的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童福祉の向上を図ることを目的に実施する私立幼稚園2歳児預かり事業に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する私立幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設であるものをいう。

(2) 私立幼稚園2歳児預かり事業 法第59条第10号に掲げる一時預かり事業のうち、保育を必要とする2歳児の定期的な預かりを行う事業をいう。

(事業内容)

第3条 私立幼稚園2歳児預かり事業の実施内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 保育時間は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第34条の規定に準じ、1日につき8時間を原則とする。

(2) 幼稚園は、第6条第1項に規定する補助対象児童（以下「補助対象児童」という。）に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等に応じて開所時間及び開所日数を定めることとする。

(3) 前2号に規定するもののほか、幼稚園は、補助対象児童が当該幼稚園に入園した後においても、引き続き受け入れが可能となるよう、保護者の就労の状況等を踏まえて適切に預かり保育を行うよう努めるものとする。

(受入枠の設定)

第4条 幼稚園は、補助対象児童の受入枠を、本市と相談のうえ、あらかじめ設定するものとする。

2 幼稚園は、前項に規定する受入枠の範囲内においては、正当な理由がなければ、受け入れを拒んではならない。

3 幼稚園は、第1項に規定する受入枠を超える申込みがあった場合には、保育の必要度の高いものから優先して受入れを行うものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を申請することができる者は、次の各号のいずれにも該当する幼稚園とする。ただし、市外の幼稚園にあつては、当該幼稚園を所管する地方公共団体が、幼稚園2歳児預かり事業の実施の届出を受けた幼稚園とする。

(1) 市が幼稚園2歳児預かり事業の実施の届出を受けた幼稚園であること。

(2) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第36条の35第2号イ及びホに規定する設備に関する基準を満たしていること。

(3) 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）及び幼稚園の活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について（平成19年3月31日文科初第1275号文部科学省初等中等教育局長通知）並びに2歳児の発達段階上の特性を踏まえた保育を行うように留意していること。

(4) 省令第36条の35第2号ロ及びハの規定により、児童の年齢及び人数に応じて当該児童の処遇を行う者（以下「教育・保育従事者」という。）を2人以上配置し、かつ、そのうち1人は保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第8項において準用する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の規定により神奈川県知事による国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた者を含む。以下同じ。）であること。ただし、幼稚園と一体的に事業を実施し、当該幼稚園の職員（保育士又は幼稚園教諭免許状所有者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる児童数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士1人とすることができる。

(5) 教育・保育従事者のうち、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を2分の1以上配置（当分の間、3分の1以上配置とすることができる。）し、かつ、保育士及び幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者は、次に掲げる者のうち、幼稚園2歳児預かり事業の実施の届出を受けた市町村が適切と認めたものであること。

ア 研修を修了した者（次号イに掲げる研修については、平成32年3月31日までの間に修了した者に限る。）

イ 小学校教諭普通免許状所有者

ウ 養護教諭普通免許状所有者

エ 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生のうち、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得しているとして市長が認めるもの

オ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く。）

(6) 前号イからエまでに掲げる者を配置する場合は、これらの者に対し、園内研修を定期的実施するなど、一時預かり事業に従事する上で必要な知識、技術等を十分に身に付けさせること。

2 前項第5号アに規定する研修は、次に掲げるものとする。

(1) 子育て支援員研修事業の実施について（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙子育て支援員研修事業実施要綱の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める一時預かり事業又は地域型保育の専門研修

(2) 家庭的保育事業の実施について（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙家庭的保育事業ガイドラインの別添1の1に定める基礎研修と同等の研修

（補助対象児童）

第6条 補助金の対象となる児童は、横須賀市内に住所を有する2歳の誕生日を迎えた満3歳未満の小学校就学前こども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。）であって、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものとして認定を受けた2歳児で、幼稚園の満3歳児クラス又は3歳児クラスに入園するまでの児童とする。

2 前項の場合において、補助対象児童は、受入れ時点だけではなく、受入れ期間中においても子ども・子育て支援法施行規則第1条で定める事由に該当していなければならない。

（補助金額）

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める児童1人当たりの日額に基づき算出した額の合計額とする。ただし、市外の幼稚園に対する補助金の額は、当該幼稚園を所管する地方公共団体が算出する補助単価を基に当該地方公共団体と調

整し、別に定めるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに市長に補助金等交付申請書を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象児童の利用状況等がわかる書類
- (4) その他市長が必要と認めた書類

(関係書類の保存期間)

第10条 規則第8条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成30年4月1日から同年8月31日までの間に受け入れた児童に限り、この要綱の規定による補助金の交付の対象とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表（第7条関係）

1 利用する年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設

区		分	補助金額
ア	基本分		円 2,650
イ	長時間 加算 基本分	利用時間が2時間未満	330
		利用時間が2時間以上3時間未満	660
		利用時間が3時間以上	990

2 利用する年間延べ利用児童数が1,500人未満の施設

区		分	補助金額
ア	基本分		円 2,250
イ	長時間 加算 基本分	利用時間が2時間未満	280
		利用時間が2時間以上3時間未満	560
		利用時間が3時間以上	840

備考

- 1 基本分は、幼稚園2歳児預かり事業を児童1人が1日当たり、8時間の範囲内で利用した場合に支給する。
- 2 長時間加算基本分は、幼稚園2歳児預かり事業を児童1人が1日当たり、8時間を超えて利用した場合に支給する。